

児童育成手当条例改正案について

2020年12月

日本共産党東京都議会議員団

1、条例改正案の内容

- 東京都には現在、ひとり親世帯に対し、月 13,500 円を支給する児童育成手当制度があります。実施主体は区市町村です。
- この児童育成手当の金額を引き上げ、月 15,500 円とします。
- 施行日は2021年4月1日です。

2、提案理由

- ひとり親世帯の間には貧困が大きく広がっています。都の調査でも、年収 200 万円未満の世帯は母子世帯の 36%、父子世帯の 14%に上ります。国の国民生活基礎調査でも、ひとり親世帯の貧困率は 48%にもなります。
- その上、新型コロナウイルス感染症の広がりによる経済への影響で、ひとり親世帯はさらに困難な状況に陥っています。NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが実施した調査では、シングルマザーの 40%以上が減収となり、3～4割の方が、米などの主食や肉・魚、野菜を買えなかったことがあったと回答しました。
- 都の児童育成手当はひとり親世帯の生活を支える上で重要な役割を果たしていますが、その額は 1996 年度以降、全く引き上げられていません。
- したがって、ひとり親世帯の経済的な困窮を改善するため、児童育成手当の額を引き上げる条例案を提案します。

以上